○福岡県警察保護取扱規程

昭和３７年９月３日
福岡県警察本部訓令第１０号
改正　昭和３８年本部訓令第１２号
昭和４２年本部訓令第２３号
昭和４３年本部訓令第１１号
昭和４６年本部訓令第６号
昭和４８年本部訓令第１２号
昭和４９年本部訓令第５号
昭和５５年本部訓令第７号
昭和５５年本部訓令第１０号
昭和６３年本部訓令第６号
平成元年本部訓令第１号
平成６年本部訓令第２号
平成６年本部訓令第２９号
平成１０年本部訓令第１０号
平成１１年本部訓令第１３号
平成１５年本部訓令第８号
平成１８年本部訓令第３３号
平成１９年本部訓令第１６号
平成２１年本部訓令第２５号
平成２２年本部訓令第１０号
平成２３年本部訓令第４号
平成２７年本部訓令第８号
平成２８年本部訓令第２４号
平成２９年本部訓令第１８号
平成３１年本部訓令第６号
令和３年本部訓令第５号

福岡県警察保護取扱規程を次のように定める。

福岡県警察保護取扱規程

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　保護（第４条―第１５条）
第３章　保護室に関する特別措置（第１６条）
第４章　許可状の請求等（第１７条―第１９条）
第５章　保護カード（第２０条）
第６章　児童の一時保護等（第２１条）
第７章　総合保護（第２２条―第２５条）
第８章　雑則（第２６条―第２８条）
附則

第１章　総則

（この規程の目的）

第１条　この規程は、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号。以下「警職法」という。）第３条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和３６年法律第１０３号。以下「酩酊者規制法」という。）第３条の規程に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の規程に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（保護についての心構え）

第２条　警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（保護の責任）

第３条　警察署長（以下「署長」という。）は保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

２　警察署の生活安全部人身安全対策課の分掌事務を所掌する課の長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護の用に供するために警察署内に特に設けられた施設（以下「保護室」という。）その他の施設への収容、観護及び家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、並びに関係機関への引継ぎ等保護の全般

について、直接その責に任ずるものとする。

３　保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直主任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わって、その職務を行うものとする。

（昭４２本部訓令２３・２項３項一部改正、昭４８本部訓令１２・平６本部訓令２９・平１１本部訓令１３・２項一部改正、平２７本部訓令８・平３１本部訓令６・本条一部改正）

第２章　保護

（保護の着手）

第４条　警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な措置を講ずるとともに、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（保護の場所についての指示等）

第５条　保護主任者は、前条の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等、保護のため必要な措置を講じなければならない。

(1)　精神錯乱者

最寄りの精神科病院又は保護室

(2)　酩酊者

保護室

(3)　迷い子

交番又は駐在所（最寄りの保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあっては、保護室）

(4)　病人又は負傷者

最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して、医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあっては、保護室）

(5)　前各号に掲げる者以外の被保護者

保護室

２　警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにする等、被保護者の不利とならないように配意しなければならない。

（昭４２本部訓令２３・平６本部訓令２９・平１８本部訓令３３・１項一部改正）

（家族等への手配）

第６条　保護主任者は、前条第１項の処置をとったときは、できるだけ速やかに被保護者の家族等にこれを通知し、その者の引き取り方について必要な手配をしなければならない。

（被保護者の住所等の確認措置）

第７条　被保護者の家族等に通知して、その引き取り方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が保護主任者の指揮を受けた上、第５条第１項の保護の場所において立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることを妨げないものとする。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（事故の防止）

第８条　警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（危害防止の措置）

第９条　警職法第３条第１項第１号又は酩酊者規制法第３条第１項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることを妨げないものとする。この場合において、緊急を要する状態にあって、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（危険物、貴重品等の保管）

第１０条　警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第８条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第３条第１項第２号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

２　前項の措置をとる場合において、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するお

それがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、努めて保管するようにするものとする。

３　前２項の措置は、緊急を要する状態にあっていとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第５条第１項の保護の場所において、立会人を置いて行うものとする。

４　第１項又は第２項の規定により保管した危険物又は貴重品は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継ぐものとする。

（昭４２本部訓令２３・１項２項４項一部改正）

（女子の被保護者に対する特別措置）

第１１条　女子の被保護者について、第７条及び前条第３項に規定する措置をとる場合は、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、保護のため急を要し、かつ、成年の女子の立会人が得られないときは、保護主任者が立会いの上、行うことができる。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（保護室における危害予防の特例措置）

第１２条　警職法第３条第１項第１号又は酩酊者規制法第３条第１項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官が保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう掛けがねを使用することを妨げないものとする。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（異常を発見した場合の措置）

第１３条　警察官は、被保護者について異常を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

２　前項の場合において、警職法第３条第１項第１号又は酩酊者規制法第３条第１項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、署長は、これを発見して、なお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとらなければならない。警職法第３条第１項第２号の被保護者が、ほしいままに保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

３　第１項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があったときは、署長は、

その状況を直ちに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも併せて通報しなければならない。

（昭４２本部訓令２３・２項３項一部改正）

（保護の解除）

第１４条　保護主任者は、被保護者の住所等が判明し、責任ある家族等が引取りにきた場合又は保護の必要がなくなったと認められるに至った場合は、署長の指揮を受けて、速やかにその保護を解かなければならない。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（関係機関への事件の引継ぎ）

第１５条　保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がいない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次に定めるところにより措置しなければならない。

(1)　被保護者が精神錯乱者である場合には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「精神保健福祉法」という。）第２１条の規定による保護義務者たる市町村長に引き継ぐこと。

(2)　被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１９条第１項、第２項又は第６項の規定による保護の実施機関たる県知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(3)　被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前２号に掲げる場合であっても、同法第２５条第１項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

（昭４２本部訓令２３・昭６３本部訓令６・平１８本部訓令３３・平２８本部訓令２４・本条一部改正）

第３章　保護室に関する特別措置

（保護室に関する特別措置）

第１６条　署長は、警職法第３条第１項第１号又は酩酊者規制法第３条第１項の被保護者について、保護室が設置されていない場合又は保護室が設置されているが故障、収容能力を超える等の事由により被保護者を収容できない場合においては、警察署内の事務室、宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設（以下「事務室等」という。）を保護室に代用することができる。

２　署長は、前項の被保護者について、家族等に速やかに引渡しができる場合、言動から合理的

に判断して速やかに保護を解除することができると認められる場合等においては、事務室等を保護室に代用することができる。

３　署長は、第１項の被保護者を除く被保護者について、保護室が設置されていない場合若しくは保護室が設置されているが故障、収容能力を超える等の事由により被保護者を収容できない場合又は被保護者が迷い子、病人等であって処遇上保護室に収容することが適切でないと認められる場合においては、事務室等を保護室に代用することができる。

（昭４２本部訓令２３・本条改正、昭５５本部訓令１０・１項全部改正４項５項一部改正２項３項追加、平１９本部訓令１６・本条一部改正）

第４章　許可状の請求等

（許可状の請求）

第１７条　２４時間をこえて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における、警職法第３条第３項ただし書の規定による許可状の請求は、別記様式第１号により、保護主任者が署長の指揮を受けた上行うものとする。

（簡易裁判所への通知）

第１８条　警職法第３条第５項又は酩酊者規制法第３条第４項の規定による簡易裁判所への通知は、別記様式第２号により毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における事件について行うものとする。

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（保健所長への通報）

第１９条　精神保健福祉法第２３条又は酩酊者規制法第７条による保健所長への通報は、／精神障がいのある人／アルコール慢性中毒者／等の保護通知書（様式第３号）により行うものとする。

（昭４２本部訓令２３・昭６３本部訓令６・平１８本部訓令３３・平２９本部訓令１８・本条一部改正）

第５章　保護カード

（保護カードの作成）

第２０条　保護主任者は、被保護者について、別記様式第４号の保護カードを作成し、事件の内容を明らかにしておかなければならない。

（平１９本部訓令１６・本条一部改正）

第６章　児童の一時保護等

（児童の一時保護等）

第２１条　警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由により、やむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

(1)　児童福祉法第３３条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合

(2)　少年法（昭和２３年法律第１６８号）第１３条第２項（同法第２６条第５項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合

(3)　少年法第２６条第１項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合

(4)　少年院法（昭和２３年法律第１６９号）第１４条（同法第１７条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、少年院若しくは少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合

(5)　更生保護法（平成１９年法律第８８号）第６３条第６項の規定により、引致状による引致を行う場合

(6)　売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第２２条第３項（同法第２７条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合

(7)　婦人補導院法（昭和３３年法律第１７号）第１６条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合

２　第２条、第３条、第８条から第１３条まで及び第２０条の規定は、前項の場合に準用するものとする。

（昭４２本部訓令２３・各項一部改正、平２３本部訓令４・本条一部改正）

第７章　総合保護

（総合保護）

第２２条　福岡県中央警察署、福岡県博多警察署及び福岡県小倉北警察署に設置した保護室を総合保護室として運用する。

２　福岡市内及び北九州市内の警察署長（福岡県中央警察署長、福岡県博多警察署長及び福岡県小倉北警察署長を除く。以下「関係署長」という。）は、総合保護室に収容する必要があると認められる被保護者については、最寄りの総合保護室を管理する警察署長（以下「管理署長」という。）に保護を委託することができる。

３　管理署長は、総合保護室が故障、収容能力を超える等の事由により収容できない場合のほか、前項の委託に応じなければならない。

（昭４２本部訓令２３・本条改正、昭５５本部訓令１０・本条全部改正、平２１本部訓令２５・平２３本部訓令４・令３本部訓令５・本条一部改正）

（委託の手続）

第２３条　関係署長は、管理署長に保護を委託しようとするときは、あらかじめ管理署長に連絡の上、保護委託書（様式第５号）に保護カードを添え、被保護者を移送するものとする。

（昭５５本部訓令１０・平２３本部訓令４・本条一部改正）

（受託）

第２４条　委託を受けた警察署の保護主任者は、移送者立会いの上、次の各号について確認し、かつ、必要事項を保護カードに記録しなければならない。

(1)　引継ぎの日時、取扱者

(2)　看守上特に留意すべき点

(3)　負傷の有無及び程度

(4)　疾病の状況

(5)　所持金品の保管状況

(6)　危険物等の所持の有無

(7)　家族等に対する通知の有無

（昭４２本部訓令２３・本条一部改正）

（保護の解除等の措置）

第２５条　総合保護室に保護した被保護者の保護の解除等の措置は、管理署長が行うものとする。

第８章　雑則

（被保護者に対する犯罪の捜査等）

第２６条　被保護者が罪を犯した者である場合又は少年警察活動規則（平成１４年国家公安委員会規則第２０号）第２条第３号に規定する触法少年若しくは同条第４号に規定するぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

（昭４２本部訓令２３・平１５本部訓令８・本条一部改正）

（報告）

第２７条　署長は、保護取扱状況を四半年報（３月、６月、９月、１２月）として、保護取扱状況報告書（様式第６号）により３か月分を取りまとめて翌月１０日までに本部長に報告しなければならない。

（昭４３本部訓令１１・本条全部改正）

（細則の制定）

第２８条　署長は、本部長の承認を受けてこの規程を実施するために必要な事項を定めなければならない。

附　則

１　この規程は、昭和３７年１０月１日から施行する。

２　要保護者の取扱について（昭和２９年９月１１日付規ら発第４号、規捜一発第８号）は廃止する。

３　要保護少年の取扱について（昭和２９年８月３日付少年規発第５号）は廃止する。

４　福岡県警察福岡総合保護室の設置及び運営について（昭和３６年６月１９日付福警防少内訓第３号）は廃止する。

５　福岡県警察署処務規程（昭和２９年福岡県警察本部訓令第２１号）の一部を次のように改正する。

第４３条第５項中「随時留置場」を「随時留置場及び保護室」に改める。

（昭４２本部訓令２３・４項５項一部改正）

附　則（昭和３８年４月５日福岡県警察本部訓令第１２号）

この訓令は、昭和３８年４月１日から適用する。

附　則（昭和４２年１２月２７日福岡県警察本部訓令第２３号）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和４３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際、現に存する改正前の様式に基づく用紙は、改正規定にかかわらず、なお、調製されるまでの間修正して使用することができる。

附　則（昭和４３年５月２４日福岡県警察本部訓令第１１号）

この訓令は、昭和４３年７月１日から施行する。

附　則（昭和４６年３月３０日福岡県警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則（昭和４８年８月１日福岡県警察本部訓令第１２号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、昭和４８年８月６日から施行する。

附　則（昭和４９年４月１日福岡県警察本部訓令第５号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、昭和４９年４月１日から施行する。

（経過措置）

３　この訓令の施行の際現にある旧書式による用紙は、なお、当分の間、これをつくろって使用することができる。

附　則（昭和５５年５月２２日福岡県警察本部訓令第７号）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和５５年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙は、なお、当分の間、これを繕って使用することができる。

附　則（昭和５５年１０月２４日福岡県警察本部訓令第１０号）

この訓令は、昭和５５年１０月２４日から施行する。

附　則（昭和６３年７月５日福岡県警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和６３年７月５日から施行する。

附　則（平成元年１月１０日福岡県警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成元年１月１０日から施行する。

附　則（平成６年１月２７日福岡県警察本部訓令第２号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、現に存する改正前の様式に基づく用紙は、調製されるまでの間、そのまま又は修正して使用することができる。

附　則（平成６年１１月２８日福岡県警察本部訓令第２９号）

この訓令は、平成６年１２月１日から施行する。

附　則（平成１０年５月２２日福岡県警察本部訓令第１０号）

この訓令は、平成１０年５月２２日から施行する。

附　則（平成１１年４月１９日福岡県警察本部訓令第１３号）

この訓令は、平成１１年４月１９日から施行する。

附　則（平成１５年３月２０日福岡県警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成１５年３月２４日から施行する。

附　則（平成１８年１２月２０日福岡県警察本部訓令第３３号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１８年１２月２３日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現に存する改正前の様式に基づく用紙は、調整されるまでの間、所要の修正をして使用することができる。

附　則（平成１９年５月２９日福岡県警察本部訓令第１６号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、現に存する改正前の様式に基づく用紙は、調整されるまでの間、所要の修正をして使用することができる。

附　則（平成２１年６月１９日福岡県警察本部訓令第２５号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２１年６月２９日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、現に存する改正前の様式に基づく用紙は、調整されるまでの間、所要の修正をして使用することができる。

附　則（平成２２年３月３１日福岡県警察本部訓令第１０号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現に存する改正前の様式に基づく用紙は、調整されるまでの間、所要の修正をして使用することができる。

附　則（平成２３年３月３日福岡県警察本部訓令第４号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成２３年３月３日から施行する。

附　則（平成２７年３月６日福岡県警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成２７年３月６日から施行する。

附　則（平成２８年１１月８日福岡県警察本部訓令第２４号）

この訓令は、平成２８年１１月８日から施行する。

附　則（平成２９年９月２９日福岡県警察本部訓令第１８号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２９年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現に存する改正前の様式に基づく用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

附　則（平成３１年３月５日福岡県警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成３１年３月８日から施行する。ただし、第１条（別表第１の改正規定に限る。）、第４条、第５条、第８条及び第９条の規定は、同年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月２２日福岡県警察本部訓令第５号）

この訓令中第２条の規定は令和３年２月２６日から、その他の規定は同年３月２３日から施行する。